

山梨県の融資制度のご案内

小規模企業強化融資

小規模な企業や個人事業主が、設備資金や長期の運転資金として幅広くご利用になれる融資です。

山梨県信用保証協会の保証債務残高が2,000万円を超えている小規模企業者を対象としています。

融資対象	小規模企業者 ※従業員数 20 人（商業または宿泊業及び娯楽業を除くサービス業 にあっては 5 人）以下の法人・個人等
資金使途	運転資金 及び 設備資金（土地取得資金は対象外）
限度額	2,000 万円
融資利率	1.8% ※金利の他に、信用保証協会の保証料が必要です
保証料率	0.45%～1.9%
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。 （保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）
償還期間	設備資金 10 年以内（1 年以内の据置を含む） 運転資金 7 年以内（1 年以内の据置を含む）
申込書類	借入申込書の他に、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書等の書類が必要となります。 ※診査書については、商工会議所又は商工会にご相談ください。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA クレイン JA フルーツ山梨 JA ふえふき JA 山梨みらい JA 南アルプス市
JA 梨北 JA 山梨信連

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

場所	県庁別館 3 階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）